

関税法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 国税における電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成28年省令第26号)の施行に伴い、電磁的記録による保存等の承認申請書等において、個人番号の記載を要しないこととしたことから、読替え規定の整備を図るため関税法施行規則の一部を改正するものである。(関税法施行規則第1条の4、第10条関係)
- 2 その他所要の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、平成29年1月1日から施行することとする。